

バス車両のバリアフリー化について (令和2年3月末現在)

○乗合バス車両

【バリアフリー化の目標】

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、乗合バス車両(現時点においては、総車両数約6万台)については、「総車両数約6万台から乗合バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両(以下「適用除外認定車両」という。)約1万台を除いた約5万台のうち、約70%に当たる約3万5千台について、令和2年度までに、ノンステップバスとする。」とされている。

(単位:台)

区分	ノンステップバス (注1)			対象 車両数 (注4)	リフト付バス又はスロープ付バス (注2)			適用除外認 定車両数 (注5)
	車両数	割合比	指数(注3)		車両数	割合比	指数(注4)	
平成22年度末	16,534	35.5%	100.0	46,555	379	3.0%	100.0	12,640
平成23年度末	17,661	38.4%	106.8	46,025	438	3.3%	115.6	13,075
平成24年度末	18,672	41.0%	112.9	45,495	485	3.6%	128.0	13,499
平成25年度末	19,883	43.9%	120.3	45,329	559	3.9%	147.5	14,488
平成26年度末	21,074	47.0%	127.5	44,874	856	5.7%	225.9	15,105
平成27年度末	22,665	50.1%	137.1	45,228	895	5.9%	236.1	15,124
平成28年度末	24,241	53.3%	146.6	45,467	868	5.8%	237.7	14,962
平成29年度末	26,002	56.0%	157.3	46,406	730	5.2%	192.6	14,116
平成30年度末	27,574	58.8%	166.8	46,872	696	5.1%	183.6	13,530
令和元年度末	29,373	61.2%	177.7	48,025	746	5.5%	196.8	13,517

- (注1) 「ノンステップバス」は床面の地上面からの高さが概ね30cm以下であって、バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合するバスをいう。
- (注2) 「リフト付バス又はスロープ付バス」は、中扉に設けられたリフト又はスロープを使って、主に車いす使用者の乗降を円滑に行うことができるバスをいう。
- (注3) 「指数」は、移動等円滑化の促進に関する基本方針が改正された平成22年度末を100とする。
- (注4) 「対象車両数」は、乗合バスの総車両数から適用除外認定車両(注5)を除いた数とする。
- (注5) 「適用除外認定車両」は、構造又は運行の態様によりバリアフリー法の規定によらない特別の事由があると認定したバスをいう。

○貸切バス車両

【バリアフリー化の目標】

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、貸切バス車両については、「令和2年度までに、約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する。」とされている。

(単位:台)

区分	計	バリアフリー化対応車両			
		ノンステップバス	リフト付きバス	スロープ付きバス	その他の車両
平成30年度末	1,013	266	343	197	207
令和元年度末	1,081	252	385	200	244